

# 国内信用状の使用動向に関する研究

井上泰伸（三井住友銀行）

## I. はじめに

1998年の外為法改正<sup>1)</sup>で、国内企業間における外貨による決済が自由化された。確かに国内企業間の外貨送金は一般的に行われるようになった。しかし国内企業間での信用状取引については、改正当時何件か実際に使用した事例もあったが、現在では単純な国内取引ではほとんど使用されていない。

本研究の契機となったのは、ある輸入企業の破綻事例において国内信用状が使用されており、国内信用状を使用した取引の商流の妥当性について検証することになったからである。あるメガバンクでは、国内信用状の発行や買取はそれぞれ年間20件から30件の取扱がある。個々の取引の商流等を検証すると、それらは異例な取引というよりむしろ中国や韓国のグローバル企業が日本の総合商社などを相手とした、工夫された取引スキームの中で使用しているものが多いと次第に考えるようになった。

そこで本稿では、国内信用状の取引事例を検証することにより取引リスクの有無を検証する。さらにグローバル化する本邦企業の海外での取引スキームにおいてその可能性を考察すること、またそれに対応する銀行の施策などを実務上の観点より検討するものである。

## II. 輸入企業の破綻事例

本研究を始めたのは、ある輸入企業の破綻事例で国内信用状が使用されていたことによる。その後の二年間、ある銀行の国内信用状の開設や買取における商流や与信上の問題の有無などの検証を行った。本章では国内信用状がリスクの高い取引なのかを検証するために、

その破綻事例における問題点の所在や銀行貿易与信のあり方を検討したい。

## 1. 輸入企業の破綻事例

輸入者 A 社は衣類などの卸売業者であり、子会社の中国現地法人である製造工場からの輸入に関わる信用状開設の依頼が取引銀行にあった。総合的な与信判断の後、取引銀行は信用状の開設を応諾、A 社より開設依頼書を手に入れた。担当者が内容点検したところ信用状の通知銀行が国内の銀行であった。事情を確認したところ中国で船積後、日本に船積書類を送付し、日本国内で買取を行っているとの説明があった。日本には貿易業務に精通したスタッフが充実しているので、ディスクレ発生時の書類訂正等の対応が好都合だという。輸入商品は量販店に納入後国内送金で決済されるとの説明があったので、担当者は送金受け皿口座の指定替えを申し入れたが応諾を得られなかった。送金受け皿口座の指定替えは輸入商品を納入する量販店に対し良い印象ではないとの理由であった。さらに、信用状発行銀行は量販店からの資金回収までの期間、ユーザンス<sup>2)</sup>も許容した。

何度か同じ取引を繰り返すうちに、担当者はいくつかの疑問を感じるようになった。A 社の依頼で発行された信用状が A 社の子会社、すなわち実質的に A 社が買取していること。またユーザンスの決済資金は A 社の他行口座より同社間で送金されてくることなどであった。そして取引銀行が新規の信用状開設に慎重になった途端、A 社は破綻した。

## 2. 問題の所在

### (1) 企業内貿易で信用状を使用したこと

日本の本社と海外の現地法人との貿易決済方法は一般的に送金ベースである。本件は企業内貿易にもかかわらず信用状を使用したことに問題がある。そもそも信用状は輸入者の輸出者に対する決済の輸入者の取引銀行の支払保証である。本件は日本の

親会社の依頼による中国の子会社に対する支払保証である。まれに中国での資金調達のために信用状開設を求められる場合もあるが、企業内であれば送金を前金で支払うなどいくらかでも調整ができるはずである。

### (2) 中国企業の非居住者口座で貿易決済をしたこと

非居住者が日本国内の銀行に口座を開設し、その口座で貿易決済をすることは日本の外為法上の問題はない。しかし中国では海外に資産を持つことは外貨管理局<sup>3)</sup>の許可が必要であり、一般的には許可取得は難しい。当社はそのような事情に対する情報の少ない銀行に非居住者口座を開設し、国内信用状の接受と親会社による委任状付買取<sup>4)</sup>を行った。銀行を巧妙に使い分け、自社の依頼で開設した信用状の買取を自社で行ない、さらにユーザンスを利用し資金流用しようとするものであった。

### (3) 中国との商流の実態把握を怠ったこと

量販店からの振込口座は本来ユーザンスの決済資金であるため、通常は信用状発行銀行に指定替えし紐付き管理をする。A社は振込口座を変えることにより量販店から何らかの疑いを持たれるのを避けたいという説明をした。後日調査したところ、船荷証券などの書類は偽造されたものであり中国からの物流はほとんど無かった。従って量販店からの資金回収はもともと無かったのである。ユーザンスの決済は買取銀行からの同社間送金で行われるという自転車操業の状態であり、信用状発行銀行のユーザンスによる資金供与がどこかに流用されてしまったのである。つまり国内信用状を介した金融詐欺が行われた懸念がある。

## 3. 銀行与信のあり方

### (1) 外為の受付体制について

銀行は事務効率を重視し、合理的な受付体制を敷いている。銀行によって体制面の差異はあるが<sup>5)</sup>、効率性を重視する体制であるほど本来一体管理すべき与信と事務が別個に行なわれがちである。その結果、異例な取引であっても与信担当者が気づかず、

通常の事務処理をされてしまう懸念がある。効率的でありながら与信管理が十分に可能な体制が求められる。

## (2) 商流のチェックについて

輸入与信については基本的には紐付き管理をすべきである。販売先からの資金回収が振込であれば、信用状発行銀行は振込指定の受け皿となるべきである。手形での回収であれば手形の入手管理をすべきである。信用状発行銀行と輸入者が交わす約定書<sup>6)</sup>には、回収した手形を信用状発行銀行に差し入れることが明記されている。

## (3) 物流のチェックについて

銀行の輸入与信は輸入貨物が銀行担保となっている。しかし銀行は担保貨物を検証することは、よほどの事情がない限り実施することはない。しかし本件のように、特定の輸出者から継続的な輸入をする場合には、輸入貨物や通関書類<sup>7)</sup>などの検証も必要であるとする。

破綻事例における問題の所在や銀行与信のあり方を考察したが、国内信用状そのものの仕組みに瑕疵があるとは考えられない。次章では最近の国内信用状の使用動向について検証したい。

## III. 国内信用状の使用動向

国内信用状とは信用状の発行依頼人と受益者の両者が同一国内にいる場合に使用される信用状である<sup>8)</sup>。貿易用語辞典や貿易実務書によれば、国内信用状(Domestic Credit)とは、輸出者が輸出商品の供給者に金融を供与するため、海外から受けた信用状(Original Credit ; Master Credit =原信用状)を見返りとして、その地元の銀行より商品供給者宛に新たに発行してもらう信用状である<sup>9)</sup>と解説されている。すなわち輸出前金融<sup>10)</sup>のひとつとして国内企業間で利用されるものと説明されている。しかし、実際に輸出前金融を目的として国内信用状が使用されることはあるのだろうか。

本章では国内信用状がどの程度使用されているのか、またどのような取引で使用されているのか把握するため、実際の取引事例をいくつかのパターンに整理し、それぞれのパターンの検証をしたい。

## 1. 国内信用状の取扱状況

ある銀行における国内信用状の取扱は、図表 1 のとおり 2009 年 4 月から 2011 年 3 月の二年間で 107 件あった。<sup>11)</sup> 個々の取引の商流を検証すると、輸出前金融を目的とした単純な国内取引において使用される事例は一件も無く、全件が海外との輸出入取引や三国間取引で使用されているものであった。

ほとんどが三国間貿易によく似た仲介者のいるスキームで使用されている。三国間貿易の場合は、輸出国と輸入国以外の第三国に仲介者がいる取引スキームであるが、国内信用状が使用されるのは仲介者が輸出者と同じ国にいる、または仲介者が輸入者と同じ国にいるという取引スキームである。そして中国や韓国のグローバル企業の日本現法が仲介者となっている取引が多く、取引相手も日本の総合商社などであり、取引金額も通常の取引に比べ大きいのが特徴である。

図表 1. ある銀行における国内信用状の取扱状況(2009.4.1～2011.3.31)

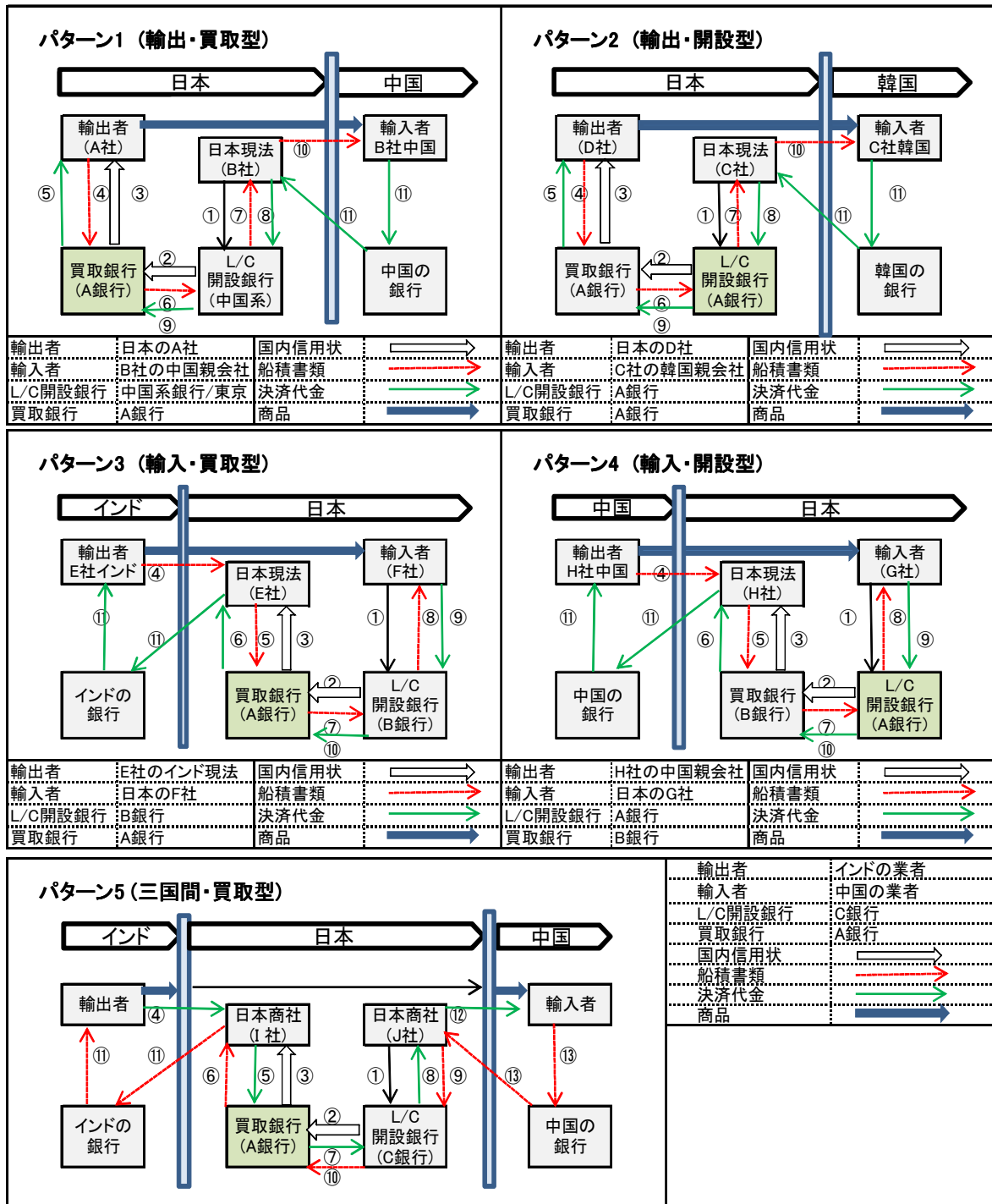
パターン	輸出・輸入 三国間	買取・開設	件数			比率 (%)
			2009年度	2010年度	合計	
1	輸出	買取	23	26	49	45.8%
2		開設	4	14	18	16.8%
3	輸入	買取	5	3	8	7.5%
4		開設	16	13	29	27.1%
5	三国間	買取	2	1	3	2.8%
		合計	50	57	107	100.0%

(出所: 筆者作成)

## 2. 国内信用状の使用パターン

図表 1 で示した国内信用状の 5 つのパターンを、それぞれ図表 2 のスキーム図を使って説明したい。

図表 2. 国内信用状のパターン別スキーム図



(出所:筆者作成)

(1) パターン1 (輸出・買取型)

このパターンは取扱比率が 45.8%あり、最も多いパターンである。日本の輸出者は

大手総合商社が中心であるが、中国や韓国のグローバル企業に輸出する取引において、海外の輸入者が日本の商社宛てに信用状を開設する代わりに、輸入者の日本現法が仲介者として国内信用状を開設するスキームである。信用状開設銀行も外銀、すなわちグローバル企業の本国での取引銀行の東京支店である場合が多い。あるグローバル企業の日本現法の担当者によれば、本スキームは外銀により売込のあった取引であり、日本現法が窓口となって日本企業と取引交渉し迅速に信用状の手配をする場合には好都合であるとの評価であった。

### (2) パターン 2 (輸出・開設型)

このパターンは取扱比率が 16.8%であり、やや少ないパターンである。日本の輸出者が輸出するに際し、海外の輸入者の依頼で信用状が開設される代わりに、仲介者である海外輸入者の日本国内の現地法人の依頼で輸出者に国内信用状が開設されるスキームである。やや少ない理由は、本件の取扱状況調査は邦銀によるものであるためである。日本にある中国や韓国のグローバル企業との取引は本国での取引銀行である場合が多く、本スキームがそれらの外銀により提案されたものであるからである。

### (3) パターン 3 (輸入・買取型)

このパターンは取扱比率が 7.5%であり、パターン 2 と同様の理由により取扱が少ないパターンである。海外からの輸入取引において、日本の輸入者から仲介者となる海外輸出者の日本国内の現地法人宛てに開設された国内信用状を、仲介者である輸出者の日本現法が買取するスキームである。買取銀行は本スキームを提案した外銀である場合が多い。

### (4) パターン 4 (輸入・開設型)

このパターンは取扱比率が 27.1%であり、比較的多いパターンである。海外からの輸入取引において、日本の輸入者は海外の輸出者に信用状の開設をする代わりに、日本国内にある輸出者の現地法人宛てに開設する取引である。たとえば、日本の鉄鋼商社が中国の製鉄会社より輸入するのに際し、仲介者である中国の製鉄会社の日本現法

に国内信用状の開設をするスキームである。

#### (5) パターン 5 (三国間・買取型)

このパターンは件数こそ少ないが、海外の輸出者から別の海外の輸入者に輸出される取引であるが、輸出取引の仲介者も輸入取引の仲介者がいずれも日本国内にある企業であるケースである。海外輸入者の日本仲介者が海外輸出者の日本仲介者宛てに国内信用状を開設するスキームである。

それでは上述の 5 つのパターンが実際の商取引でどのように使用されたのか、次章で検証してみたい。

### IV. 国内信用状の使用事例の検証

本章では前章の国内信用状の 5 つのパターンを実際の事例で検証をしたい。図表 3 は邦銀 A における国内信用状の取引事例である。それぞれの取引の商流やリスク、メリットについて検証したい。

図表 3. 国内信用状の取引事例

事例	輸出入	内容	依頼人	業種等	相手企業	業種等	相手銀行	備考
1	輸出	買取	A社	機械販売	B社	中国B社の日本現法	中国系銀行	中国向け機械の輸出
2	輸出	開設	C社	韓国C社の日本現法	D社	総合商社	A銀行	韓国向け石油製品の輸出
3	輸入	買取	E社	インドE社の日本現法	F社	繊維製品卸	B銀行	インドから繊維製品の輸入
4	輸入	開設	G社	鉄鋼販売	H社	中国H鉄鋼の日本現法	B銀行	中国からの鉄鋼製品の輸入
5	三国間	買取	I社	総合商社	J社	専門商社	C銀行	インドから中国への仲介貿易

(出所:筆者作成)

#### 1. 事例 1 (輸出・買取型)

国内信用状の買取を輸出取引で利用する事例で、国内信用状で最も取扱の多いパターンである。仲介者である中国や韓国のグローバル企業の日本現法が開設した国内信用状を日



本の商社等が買取る取引である。

A社は産業機械を中国の大手石油会社に輸出するに際し、従来中国の銀行で発行された信用状をA銀行で買取をしていた。中国の石油会社の日本現法B社は中国系銀行の主導により、同銀行の東京支店で国内信用状を開設するスキームを導入した。日本現法のB社が直接A社と商談し、迅速に信用状を開設できるメリットがあるとの評価であった。B社はA社以外の日本企業との取引においても本スキームを導入している。輸出者のリスクは、信用状開設銀行が中国系銀行の中国の支店から同銀行の東京支店になるものであり、本スキームによりリスクが増大することは無いものとする。

## 2. 事例2（輸出・開設型）

国内信用状の開設を輸出取引で利用する事例である。本パターンでは、中国や韓国等の輸入者の日本現法が国内信用状の開設依頼者となる。また受益者である輸出者は大手の総合商社等である場合が多い。

C社は韓国の化学品商社の日本現法である。日本の総合商社より化学製品を輸入するに際し、韓国輸入者の依頼により信用状が開設がされる代わりに、日本国内にある現地法人C社が国内信用状の開設依頼人となる取引である。さらに本事例では、いわゆるBack-to-Backの取引が行われておりC社と韓国の親会社との間は韓国の銀行の発行した信用状取引が行われている。邦銀A銀行の発行する国内信用状は一覧払決済条件であるのに対し、韓国系銀行が日本現法のC社に開設する信用状は期限付決済条件であった。国内信用状の決済資金はA銀行による期限付信用状の買取資金であり、A銀行が期限付信用状を買取ることにより韓国の輸入者に金融供与していることになる。日本の輸出者であるD社の取引は、韓国系銀行が発行した期限付信用状の買取から邦銀A銀行発行の一覧払信用状の買取となるため、取引リスクは低下し安い金融コストも享受できた。C社が仲介者となることにより、邦銀の貿易金融機能<sup>12)</sup>も活用した工夫された取引ができたのである。

### 3. 事例3（輸入・買取型）

国内信用状の買取を輸入取引で利用する事例である。F社は日本の繊維製品卸業者であり国内のE社より商品購入に際し、従来邦銀B銀行よりE社のインドにある製造現地法人に直接信用状を開設していた。E社はF社との契約の当事者となっているにもかかわらず、インドの製造現法から手数料をもらうだけの取引をしていた。

E社に日本国内の税務当局調査があり、税務当局よりインドとの資金決済が不透明であり、利益をインドにプールしている懸念があるとの指摘を受け、E社が国内信用状を受領しF社と直接取引することに決済方法に変更したものである。E社の取引のA銀行はB銀行発行の国内信用状の買取をすることになった。

### 4. 事例4（輸入・開設型）

国内信用状の開設を輸入取引で利用する事例である。G社は鉄鋼販売業者であり、中国H鉄鋼より鉄鋼製品を輸入するため、従来中国向けに信用状を開設していた。中国H鉄鋼は日本での事業展開強化の一環として日本国内に現地法人H社を設立した。G社は日本国内にある仲介者H社を受益者とする国内信用状を開設することに変更した。

中国H鉄鋼は輸入者である日本の鉄鋼関係各社と近い場所で取引をするために日本現法H社を設立した経緯にあり、日本現法を仲介し中国の本社からの輸入取引を拡大させるのが狙いであった。日本の輸入者は日本国内にある輸出業者の窓口で直接交渉でき、双方でメリットを享受できた。H社はG社以外の日本企業との取引において本スキームを導入している。G社の依頼によるA銀行の信用状開設取引は従来どおりであり、リスクが増大するものではないと考える。

### 5. 事例5（三国間・買取型）

国内信用状の買取が三国間取引で利用される事例である。日本の総合商社I社が仲介者となる鉄鉱石のインドから中国への輸出取引において、本来であれば中国の輸入者が日本

の I 社に信用状の開設をする取引であるが、中国の輸入者に信用力の問題があり日本の代理店である専門商社 J 社が邦銀 C 銀行より信用状開設するに至ったものである。I 社のリスクは増大するものではない。

三国間貿易において国内信用状が使用されることはまれであるが、本件は偶然にもインドの輸出者の仲介者と中国の輸入者の仲介者の両社が日本企業であったため、結果として本スキームになったのである。

5つの事例を検証したが、単純な国内企業間の輸出前金融を目的として国内信用状が使用されている事例は無く、中国や韓国のグローバル企業の日本現法が仲介者となり工夫された取引スキームで使用されることが多いことがわかる。国内信用状の利用によるリスクが増大することはなく、仲介者の存在による取引円滑化等のメリットがあることがわかる。

## V. 今後の課題

本章では本邦企業のグローバル化に対応する銀行の施策として、海外進出企業への決済上のソリューションとして国内信用状の可能性について検討したい。

### 1. 海外進出企業の現地化の進展

安価な労働資源を求め中国やベトナムなどに進出した。最近に進出先も多様化し中国内陸部、インド、ブラジル、インドネシアなどへの進出が加速している。銀行はそれらの国に関する各種情報提供を求められることが多くなった。

#### (1) 生産拠点から販売拠点へ

海外進出企業の多くは、当初は中国等の安価な労働力を利用した生産拠点との位置づけであった。しかし近年、進出地域の経済力が増すに連れ、生産拠点から販売拠点へとその位置づけに変化が見られる。図表 4 におけるアジア地域の現法は約 10 年間で進出国内での売上高が 567%と高い伸びを示している。進出企業の現地化が進展しているのである。

図表 4. 海外現法の販売先

(単位:億ドル)

現法所在地域	2001年度 上期	2010年度 上期	伸び率
アジア	495	2,301	365%
うち自国内向け	204	1,364	567%
うち日本向け	128	419	227%
うち第三国向け	162	518	219%
北米	866	1,246	44%
うち自国内向け	791	1,121	42%
うち日本向け	16	20	26%
うち第三国向け	59	105	79%
欧州	286	621	117%
うち自国内向け	205	350	71%
うち日本向け	4	9	135%
うち第三国向け	77	261	239%
その他	112	317	183%

(出所:経済産業省:海外現地法人四半期調査を参考に筆者作成)

## (2) 資金ニーズの海外シフト

進出直後は日本の親会社からの資金調達を中心ではあるが、現地化が進展するにつれ次第に現地銀行との取引を開始し、現地で資金調達などを開始する。それに伴ない企業の銀行に対する提案ニーズも高度化する。たとえば、進出企業の現地資金調達や資金決済手法のアドバイザー提案などである。

## 2. 進出国での国内信用状の可能性について

米国、香港、タイ、インドネシアなどでは国内信用状は広く一般に利用されている。タイの大手銀行<sup>13)</sup>には国内信用状の開設サービスを日本語ホームページで紹介している。日本での使用と異なり、単純な国内取引に対する発行銀行の支払保証として説明されており、専用の開設申込書の掲示もある。しかし国内信用状以上に利便性の高い信用補完の手段があれば、そちらが利用されるのは当然である。たとえば中国では国内信用状はほとんど使用されていない。その理由の一つには銀行引受手形という国内信用状より利便性の高い制度があるからである。銀行引受手形は銀行が支払を引受けた期限付手形であり裏書譲渡も

可能である。また金融コストの面でも国内信用状に比べ優位性がある<sup>14)</sup>。

信用状統一規則(UCP600)<sup>15)</sup>には国内信用状に関する条文こそないが、UCP600 は国内信用状にも適用することを前提にしているものと考ええる。現在開設される個々の国内信用状には UCP600 を適用する文言があるからである。またインコタームズ 2010<sup>16)</sup>には、その副題として国際および国内売買契約の双方に適用するために使用可能であることを公式に認めている。国際取引と国内取引の垣根が次第に低くなっている証であろう。

進出企業が現地企業との取引で国内信用状を使用する可能性は、進出国の事情により差異はあるが十分に考えられる。進出企業の現地販売比率や調達比率が高まっているからだ。国内信用状を活用して現地企業に対する取引リスクを軽減していくこともますます必要となる。現地企業と日本本社との仲介者としての役割を持てば、機動的に国内信用状を活用して輸出入業務が可能になるであろう。

### 3. 今後の課題

中国や韓国のグローバル企業は日本に進出し、資金調達を含むさまざまな営業活動を展開している。それと同時にグローバル企業の本国の取引銀行も歩調を合わせるかのごとく日本に進出し、さまざまな金融手法を提案している。

本研究は海外進出する邦銀の現地金融手法にも大きなヒントとなるであろう。海外進出する日本企業の裾野が拡大し、さらに進出した企業の現地化が進展する中、現地金融手法の一つとして国内信用状はニーズが高まるものと考ええる。邦銀が本スキームを進出企業の現地金融手法の一つとして提案することが今後の課題である。

## 注

### 1) 1998 年外為法改正

1998 年の外為法改正により、為銀制度が撤廃され、個人や企業が自由に対外取引を行えるようになった。外為法改正の経緯は以下のとおりである。

1949 年・・・外国為替及び外国為替管理法(対外取引を原則禁止)

1980 年・・・改正外為法(対外取引を原則自由化)

1998 年・・・新改正外為法(対外取引を完全自由化、為銀主義撤廃)

### 2) ユーザンス

銀行の輸入与信のひとつで、輸入者が輸入商品の販売先から回収するまでの間、銀行が対外決済資金を供与すること。

### 3) 中国の外貨管理局

国家外貨管理局は中国人民銀行が管轄する国务院の直属局であり、国家を代表し外貨管理を行なう行政機関である。

### 4) 委任状付買取

信用状の受益者(輸出者)に信用力が少ない場合、銀行買取が難しい場合がある。その場合、他の会社に委任状を付け買取を依頼することがある。

### 5) 銀行の外為受付体制

銀行により外為受付体制に差異がある。メガバンク A は外為センターに事務処理を集約しているのに対し、メガバンク B は各拠点に事務処理を残している。メガバンク C は A と B の中間的な体制で、主要拠点にハブセンターを配置している。

### 6) 輸入担保荷物に関する約定書 第 7 条(売却代金の取扱い)

約定書第 7 条の第 3 項には以下の記載がある。

第 3 項 貸渡貨物の引渡は原則として現金の引換えによるものとします。万が一手形等を受取る場合には、甲(輸入者)は貸渡荷物引渡前にあらかじめその手形関係人を乙(銀行)に通知して、乙の承諾を得るものとし、そのうえで受取った手形等は裏書等譲渡に必要な手続をしたうえで遅滞なく乙へ交付するものとします。

### 7) 通関書類

輸入者には輸入申告書、輸入許可通知書、インボイスなどの通関書類を 5 年間保管する義務がある。(外為法第 7 条)

### 8) 国内信用状の定義

本文は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング著、『貿易と信用状』に記載の定義である。信用状の発行依頼人と受益者の両者が同一国内にいる場合に、その信用状を国内信用状と呼ぶことがある。(出所：貿易と信用状、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)

### 9) 国内信用状の定義

本文は浜谷源蔵著、『最新貿易実務』に記載の定義である。

### 10) 輸出前金融

輸出者が輸出商品を調達するのに必要な資金調達、信用補完手段のこと。

### 11) 国内信用状の取扱状況

図表 5. 国内信用状の取扱明細(2009.4.1~2011.3.31)

### 12) 貿易金融機能

貿易金融には輸出金融や輸入金融のほか保証や為替予約などがある。輸出金融では、輸出手形買取が代表的なものであり、輸出手形買取銀行の金融供与により輸出企業は輸出手形の円滑な資金化が可能になる。輸入金融では信用状の開設やユーザンスの供与が代表的なものであり、信用状発行銀行の金融供与により輸入企業は輸入取引の円滑化が図られている。

### 13) タイの大手銀行

タイの大手銀行である Kasikorn Bank では国内信用状の開設サービス(Import DL/C Issuance)を日本語 HP で紹介している。タイ国内商取引をスムーズに展開する支援をするとの記載がある。

図表 5. 国内信用状の取扱明細(2009.4.1~2011.3.31)

【1. 輸出・買取型】

No.	日付	買取依頼人名	開設依頼人名	輸出入	備考
1	2010.9	〇〇〇株(A社)	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け機械の輸出
2	2011.2	△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
3	2009.7	〇〇株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
4	2009.7	〇〇株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
5	2009.8	〇〇株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
6	2010.4	△△△株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
7	2010.11	日本〇〇工業株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け機械の輸出
8	2010.8	◎◎株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
9	2010.8	◎◎株	〇〇 JAPAN CO.LTD(B社)	輸出	中国向け化学品の輸出
10	2009.8	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
11	2009.8	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
12	2009.8	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
13	2009.11	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
14	2009.11	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
15	2010.6	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
16	2010.7	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
17	2010.7	◎◎株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
18	2010.8	◎◎株	◎◎ MARINE	輸出	中国向け化学品の輸出
19	2010.6	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
20	2010.7	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
21	2010.7	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
22	2010.8	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
23	2010.9	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
24	2010.10	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
25	2010.11	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
26	2011.2	〇〇物産株	株〇〇ジャパン	輸出	韓国向け化学品の輸出
27	2009.9	△△商事株	△△ JAPAN CORP	輸出	韓国向け鋼板の輸出
28	2009.9	△△商事株	△△ JAPAN CORP	輸出	韓国向け鋼板の輸出
29	2009.10	△△商事株	◎◎ JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
30	2009.10	△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
31	2009.10	△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
32	2009.10	△△商事株	△△ JAPAN CORP	輸出	韓国向け鋼板の輸出
33	2009.10	△△商事株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
34	2009.11	△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
35	2009.11	△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
36	2009.11	△△商事株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
37	2010.9	△△商事株	〇〇国際株	輸出	中国向け化学品の輸出
38	2011.3	△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
39	2009.11	△△興業株	◎◎ CORP	輸出	ベトナム向け鋼板の輸出
40	2010.2	△△興業株	△△ CORP	輸出	中国向け鉄鋼の輸出
41	2009.7	株〇〇〇	ODA	輸出	ODA案件
42	2009.9	◎◎物産株	◎◎ INTL	輸出	中国向け鋼板の輸出
43	2010.3	△△△商事株	〇〇 JAPAN CO.LTD	輸出	韓国向け鋼板の輸出
44	2010.8	◎◎サービス株	〇〇〇	輸出	インド向け機械の輸出
45	2010.10	株〇〇〇東京支店	〇〇国際株	輸出	中国向け機械の輸出
46	2011.2	△△株	△△ INC	輸出	中国向け機械の輸出
47	2010.10	◎◎◎商事株	◎◎ INT	輸出	業務委託(英国HSBCより譲渡)
48	2011.1	関西〇〇株	△△ PROJECT	輸出	空港工事納入(カタールより譲渡)
49	2011.2	関西〇〇株	△△ PROJECT	輸出	空港工事納入(カタールより譲渡)

【2. 輸出・開設型】

No.	日付	開設依頼人	受益者	輸出入	備考
1	2010.4	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
2	2010.5	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
3	2010.5	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
4	2010.6	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
5	2010.10	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
6	2010.11	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
7	2010.11	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
8	2010.12	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
9	2011.2	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
10	2011.2	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
11	2011.3	株〇〇ジャパン(C社)	〇〇物産株(D社)	輸出	韓国向け化学品の輸出
12	2009.7	〇〇国際株	◎◎株	輸出	中国向け化学品の輸出
13	2010.7	〇〇国際株	◎◎株	輸出	中国向け化学品の輸出
14	2009.7	△△通商株	△△商事株	輸出	中国向け原糸材料の輸出
15	2009.12	株〇〇〇	〇〇商事株	輸出	サウジ向け鉄鋼の輸出
16	2010.2	△△開発株	△△鉄鋼株	輸出	カタール向け資材の輸出
17	2011.1	株〇〇〇	〇〇 JAPAN	輸出	中国向けインゴットの輸出
18	2011.2	△△株	△△△△株	輸出	中国向け機械の輸出

(出所：筆者作成)

【3. 輸入・買取型】

No.	日付	買取依頼人名	開設依頼人名	輸出入	備考
1	2010.4	株◎◎◎(E社)	△△株(F社)	輸入	インドから衣服の輸入
2	2010.12	株◎◎◎	株△△屋	輸入	インドから衣服の輸入
3	2009.6	△△商事株	〇〇飼料株	輸入	米国から飼料の輸入
4	2009.9	△△商事株	〇〇飼料株	輸入	米国から飼料の輸入
5	2009.10	△△興業株	〇〇 LUMBER CO.LTD	輸入	カナダから木材の輸入
6	2010.2	△△興業株	〇〇 LUMBER CO.LTD	輸入	カナダから木材の輸入
7	2009.12	(有)〇〇トレーディング	△△物産株	輸入	南洋材の輸入
8	2010.5	(有)〇〇トレーディング	△△物産株	輸入	南洋材の輸入

【4. 輸入・開設型】

No.	日付	開設依頼人	受益者	輸出入	備考
1	2009.7	〇〇鋼管株(G社)	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
2	2009.7	〇〇鋼管株(G社)	△△ JAPAN CORP.	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
3	2010.2	〇〇鋼管株(G社)	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
4	2010.3	〇〇鋼管株(G社)	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
5	2010.4	〇〇鋼管株(G社)	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
6	2010.4	〇〇興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
7	2010.5	〇〇興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
8	2010.7	〇〇興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
9	2010.8	〇〇興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
10	2010.9	〇〇興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
11	2010.10	〇〇興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
12	2010.5	△△興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
13	2010.5	△△興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
14	2010.7	△△興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
15	2010.12	△△興業株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
16	2010.1	〇〇鋼材株	〇〇通商株(H社)	輸入	中国から鉄鋼製品の輸入
17	2009.6	〇〇商事株	△△電機株	輸入	タイからTVの輸入
18	2009.7	〇〇商事株	△△電機株	輸入	タイからTVの輸入
19	2009.8	〇〇商事株	△△電機株	輸入	タイからTVの輸入
20	2009.11	株△△水産	◎◎MARINE	輸入	韓国から魚介の輸入
21	2011.1	〇〇ファッション株	株△△商会	輸入	香港から靴の輸入
22	2009.7	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
23	2009.8	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
24	2009.9	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
25	2010.1	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
26	2010.1	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
27	2010.1	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
28	2010.3	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入
29	2010.6	〇〇〇〇株	株〇〇〇〇	輸入	中国へ譲渡、TVの輸入

【5. 三国間・買取型】

No.	日付	取引先名	相手名	輸出入	備考
1	2009.9	△△株(I社)	◎◎通商株(J社)	三国間	インドから中国への仲介貿易
2	2010.3	株〇〇	〇〇〇〇株	三国間	ロシアから中国への仲介貿易
3	2011.3	株◎◎	〇〇物産株	三国間	インドからモリヤシヤへの仲介貿易

14) 中国の銀行引受手形

銀行引受手形の手数料は一律 0.05%であり、国内信用状の保証料の 0.5%~1.0%に比較するとコスト面では圧倒的に安い。

15) UCP600 第 1 条

荷為替信用状に関する統一規則および慣例、2007 年改訂版、国際商業会議所出版番号 600 は、荷為替信用状の本文がこの規則に従うことを明示している場合には、荷為替信用状に適用される規則である。

16) Incoterms 2010 の副題

ICC rules for the use of domestic and international trade terms.

国内取引にも適用できると公式に認めている。

## 参考文献

浜谷源蔵著、椿弘次補訂『最新貿易実務[補訂新版]』同文館出版、2008 年、561 ページ。

石田貞夫・中村那詮『貿易用語辞典』白桃書店、2006 年、130 ページ・239 ページ。

後藤守孝・吉野弘人『信用状統一規則の実務 Q&A』中央経済社、2008 年、250-256 ページ。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング『貿易と信用状』中央経済社、2009 年、75 ページ。

小林晃編『Q&A 貿易実務トラブル解決マニュアル』日本経済新聞社、2006 年。

国際商業会議所日本委員会『ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例(2007 改訂版)』2007 年。

みずほ総合研究所『外資系企業に対する中国の外貨管理』白橋印刷所、2010 年。

水野真澄『中国・外貨管理マニュアル Q&A』藤原印刷、2010 年。

国際商業会議所日本委員会『Incoterms 2010』2010 年。

JETRO HP <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

Kasikorn Bank HP <http://www.kasikornbank.com>

経済産業省 HP [www.meti.go.jp](http://www.meti.go.jp)

[受領日 2011 年 12 月 7 日 受理日 2012 年 5 月 14 日]